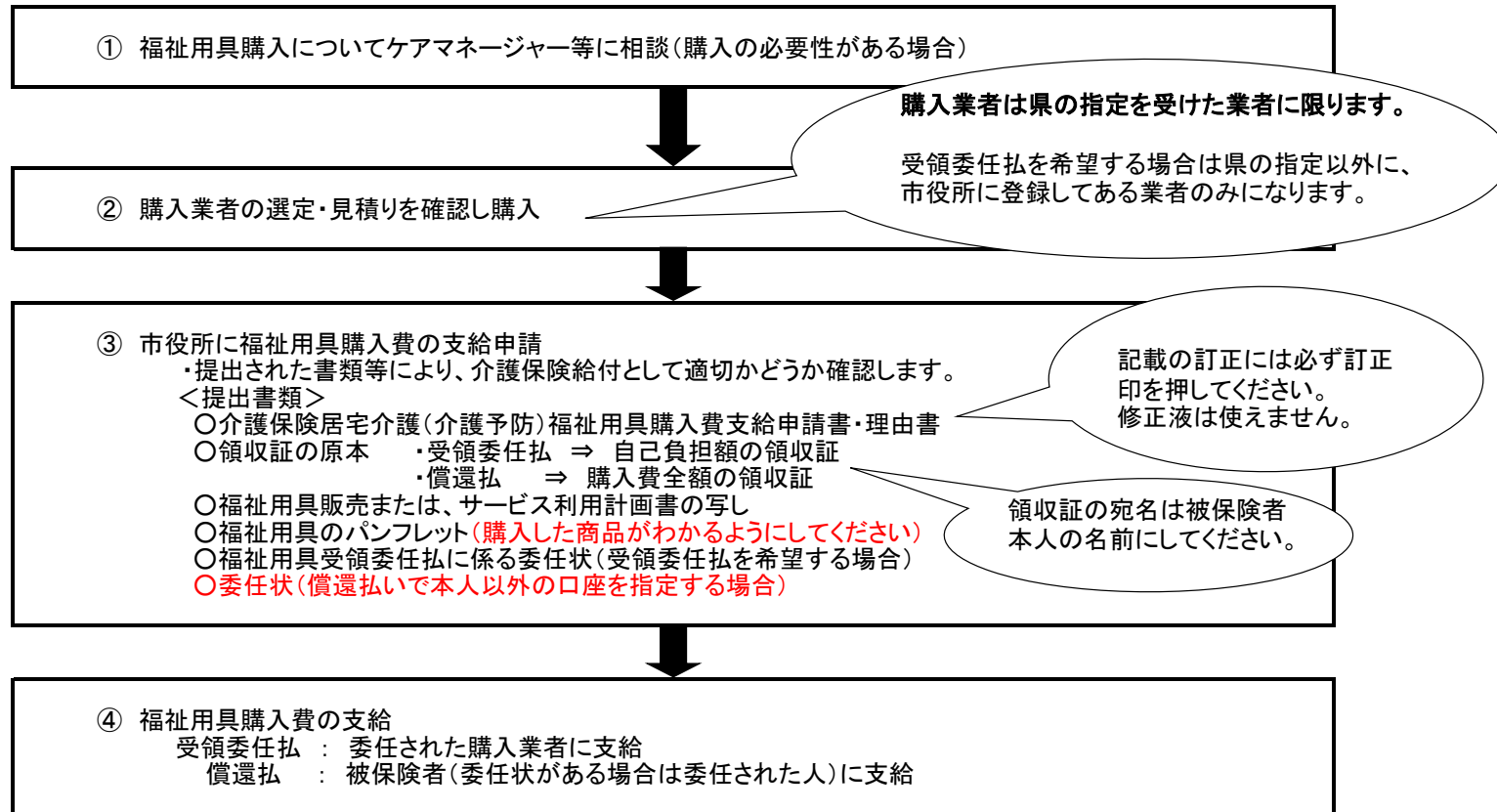


## 福祉用具購入申請の流れ



**受領委任払** …… 利用者が購入業者と同意契約(委任)を結ぶことで、費用の**1～3割**(自己負担分)のみ支払い、購入後に保険給付分(費用の**7～9割**)を市から購入業者に支払う制度

**償還払** …… 利用者が一度全額を購入業者に支払い、支給申請をした後に、保険給付分(費用の**7～9割**)を市から受け取る制度

※以下の福祉用具を購入する際は、必要性を認められない場合支給対象外になりますので、必ず事前に太田市役所介護サービス課までご相談ください。  
・すのこ等のオーダー品  
・ウォシュレット・暖房等の機能付補高便座またはポータブルトイレ  
・同一品目の再購入

※購入日時点で被保険者証記載の住所に被保険者がいない場合(入院中、施設入所中など)、支給の対象になりません。

※介護認定の新規申請中若しくは変更申請中で結果が出ていない場合は、支給申請はできません。